



川を汚さないために!

河川の汚れは昔に比べ、公共下水道、農業集落排水や合併処理浄化槽などの普及により、年々改善されています。しかし、汚れたままの生活排水は依然として川へ流れ、埼玉県内の河川の汚れ(有機汚濁負荷量)の約3/4を占めています。日常生活のちょっとした取り組みにより、川をさらにきれいにすることが可能です。皆さんのご協力をお願いします。

台所でできる生活排水対策

- 1 三角コーナー**
三角コーナーや排水口のストレーナー(ごし器)には水切り袋をつけ、たまったゴミはこまめに取り除きましょう。ゴミがたまっていると、きれいな水を流しても汚れた水になってしまいます。
- 2 食器などの汚れ**
食器やフライパン・鍋などの油汚れは、ゴムべらや不要な紙(布)などで拭き取ってから洗いましょう。流れ出る汚れは7割も減少します。
- 3 天ぷら油**
天ぷら油は、油ごし紙などで汚れを取り除いて、くり返し使用したり、炒め油に使ったりしましょう。やむを得ず捨てる場合は、古紙や不要な布にしみ込ませるなどして、ごみに出しましょう。
- 4 洗剤**
油汚れの少ないものは、水や湯だけで十分きれいになります。また、アクリルたわしを使うと簡単に汚れがとれます。洗剤は、石けんなどの分解性のよいものを適量使いましょう。

問い合わせ/生活環境課 (☎581・2121内線223) へ。

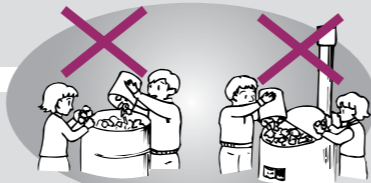
主な食品の汚れの程度 (コイやフナがすすめる水質にするのに必要な水の量は?)

台所でこれだけ流すと…	天ぷら油 500ml	おでん汁 500ml	みそ汁 200ml	米のとぎ汁 2,000ml	マヨネーズ 10ml
そこにコイやフナがすすめるようになるための水 (300ℓの浴槽で)	330杯	25杯	4.7杯	4.2杯	8杯



ダイオキシンをさらに減らすために!

県内で発生したダイオキシンの多くは、私たちの家庭から出たごみや産業廃棄物の焼却によるものです。



家庭でごみを燃やさないで!

家庭用のごみ焼却炉や事業所の小型焼却炉のほとんどは、燃焼温度が十分に上がらないなど、不完全燃焼を起こしやすいので、ダイオキシンを多く発生させてしまいます。

家庭での焼却も規制の対象となり、基準に合った焼却炉以外は使用できません。庭先などで家庭から出たごみを基準に合わない焼却炉やドラム缶、ブロック囲い、野焼きなどにより焼却することはできません。

いまだに家の庭先などでごみの焼却をしている人は、常にダイオキシンを発生させ、多くの人の健康に害を及ぼしています。直ちに焼却をやめて、適正なごみの処理を心がけましょう。

ごみを減らす工夫を心がけて!

ダイオキシンを減らすためには、ごみを減らすことが何よりも効果的です。

「必要なものを必要なだけ買う」、「使い捨て商品は買わない」、「長く大切にものを使う」、「過剰な包装は控える」、「レジ袋はもらわない」など、ごみを出さないように心がけましょう。また、ごみはきちんと分別し、リサイクルを徹底するなど、私たち一人ひとりが毎日の生活を見直すことが大切です。

ダイオキシンを減らすためには、皆さんのご協力が不可欠です。

問い合わせ/生活環境課 (☎581・2121内線223) または埼玉県環境部青空再生課企画調整担当 (☎048・830・3057) へ。

12月10日 人権デー 12月4日~10日 人権週間

育てよう一人一人の人権意識

思いやりの心・かけがえのない命を大切に

20世紀において、人類は二度にわたる世界的な規模の戦争を経験し、各地で多くの尊い人命が失われるなど、戦争の惨禍によって人間としての尊厳が無惨にも侵されてきました。その反省にたち、「世界人権宣言」が、昭和23(1948)年12月10日の第3回国際連合総会で採択されました。国連は、採択された12月10日を「人権デー」と決めました。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24(1949)年から、毎年12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重意識の高揚のための啓発活動を展開しています。

- 人権週間中の強調事項**
- 女性の人権を守ろう。
 - 子どもの人権を守ろう。
 - 高齢者を大切にすることを育てよう。
 - 障害のある人の社会への完全参加と平等を実現しよう。
 - 部落差別をなくそう。
 - アイヌの人々に対する理解を深めよう。
 - 外国人の人権を尊重しよう。
 - HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう。
 - 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう。
 - 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう。

12月10日から16日は「拉致問題を考える週間」です

『拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律』が制定され、この週間が定められました。拉致問題の実態は、いまだ解明されていません。問題解決のためには、国民世論の盛り上がりが大変重要です。この週間に機に拉致問題に対する関心を一層高めていただくようお願いいたします。

問い合わせ/人権推進課 (☎581・2121内線41) へ。

- インターネットを悪用した人権侵害はやめよう。
- 性的指向を理由とする差別をなくそう。
- ホームレスに対する偏見をなくそう。
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

～きこえるよ 耳をすませば 心のさけび～

今、「児童虐待」は大きな社会問題となっています。このような状況を踏まえ、平成16年度から、厚生労働省の主唱により、11月が「児童虐待防止推進月間」とされています。

「児童虐待」であるかどうかは、「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」という視点で判断をするため、保護者等の大人の認識とは関係なく、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば虐待となります。具体的には、4つの種類があります。

○身体的虐待…なぐる、ける、タバコの火を押し付けるなど
○ネグレクト(養育怠慢・拒否)…食事を与えない、ひどく不潔なままにするなど

○心理的虐待…ひどい言葉で傷つける、わざと無視するなど

○性的虐待…性的な行為を強要するなど

子どもは、自ら救いを求めることがなかなかできません。周囲の人の温かいまなざしと援助が必要です。子育て中の親の話し相手になったり、あいさつや声かけをするなど孤立しないように見守ってください。また、「気にかかる親子」がいたり、「もしかして、虐待?」と思った方はご連絡ください。秘密は守られますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ/熊谷児童相談所 (☎521・4152) または子育て支援課 (581・2121内線251) へ。



開催します!

男女共同参画講演会

輝いて自分らしく生きる
～健康寿命をのばそう～

町では「男女共同参画講演会」を開催します。

男女共同参画とは何かを知り、自分の人生を健康で輝いて生きる方法について考えましょう。

日時/12月3日(月)午後2時～3時30分

場所/役場6階会議室

講師/立正大学社会福祉学部教授

原田壽子氏

問い合わせ/人権推進課 (☎581・2121内線412) へ。